

「ジュニアNISA払出制限預金」規定

(令和6年1月1日現在)

1. (取扱店の範囲)

ジュニアNISA払出制限預金(以下「この預金」といいます。)は、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(以下「ジュニアNISA」といいます。)を受けるために、租税特別措置法に規定する未成年者口座(以下「ジュニアNISA口座」といいます。)と合わせてのみご利用いただける普通預金で、取引店のほか当行国内本支店での取り扱いとします。

2. (預金の受入れ)

この預金口座には、現金、同一名義のスターワン口座内のスターワン円普通預金からの振替金、同一名義のジュニアNISA口座からの振替金および同一名義人の依頼による振込金のみ受け入れます。※

※ただし、2024年1月1日より、ジュニアNISA口座では新たな買付(定時定額買付を含む)はできません。

3. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、ジュニアNISA口座の預金者(以下「預金者」といいます。)の年齢によらず、現金による払戻しや、他預金への振替はできます。ただし、その場合、一部ではなく必ず全額の払戻しや、他預金への振替となり、ジュニアNISA口座は廃止となります。
- (2) 契約不履行等事由による払戻しがあった場合でも、過去に非課税で支払われた配当等や非課税とされた譲渡益については課税されません。
- (3) (1)の場合、この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。
- (4) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金者の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

4. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出の印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした上で、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引に係るいっさいの権利について譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. (解約等)

(1) この預金口座は、ジュニアNISA口座の廃止とあわせて解約します。この預金口座を解約する場合には、取引店に申出てください。

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (ステートメント)

この預金については、通帳・証書の発行は行いません。従って、取引の記録を目的としてステートメントを発行します。

12. (預金保険)

この預金は預金保険の対象となりますが、預金保険の対象となる預金の種目、金額等については預金保険法（昭和46年4

月1日法律第34号) の定めるところによります。

13. (本規定の改定)

当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上